平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 岩手県規則第41号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和53年岩手県規則第46号)の一部を次のように改正する。

様式 (様式第23号の2及び様式第40号を除く。) 中「地方振興局長」を「振興局長」に改める。

改正前	改正後
様式第 23 号の 2 (第 12 条の 2 関係)	様式第 23 号の 2 (第 12 条の 2 関係)
年 月 日	年 月 日
地方振興局長 様	<u>振興局長</u> 様
[略]	[略]
[略]	[略]
老人デイサービス事	老人デイサービス事
業、老人短期入所事業	業、老人短期入所事業、
又は認知症対応型老人	小規模多機能型居宅介
共同生活援助事業を行	護事業又は認知症対応
おうとする者にあって	型老人共同生活援助事
は、当該事業の用に供	業を行おうとする者に
する施設又は住居の名	あっては、当該事業の
称、種類(認知症対応	用に供する施設 <u>、サー</u>
型老人共同生活援助事	<u>ビスの拠点</u> 又は住居の
業に係るものを除	名称、種類( <u>小規模多</u>
く。)、所在地及び入所	機能型居宅介護事業及
定員(老人デイサービ	び認知症対応型老人共
ス事業に係るものを除	同生活援助事業に係る
⟨⟨, )	ものを除く。)、所在
	地及び入所定員 <u>、登録</u>
	定員又は入居定員(老
	人デイサービス事業に
	係るものを除く。)
[服各]	[略]
[略]	[略]
様式第 40 号(第 23 条関係)	様式第 40 号(第 23 条関係)
年 月 日	年 月 日
地方振興局長 様	振興局長 様
[略]	[概各]
[解各]	[略]
施設において供与され	施設において供与され
る便宜の内容	る <u>介護等</u> の内容

[略]	[略]
入所定員及び居室数	<u>入居定員</u> 及び居室数
[略]	[略]
<u>入居一時金</u> 、利用料その	一時金、利用料その他の
他の入居者の費用負担	入居者の費用負担の額
の額	
[略]	[略]
[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。	·

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の老人福祉法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する届出等について適用し、同日前に提出し た届出等については、なお従前の例による。